

第1期

定時株主総会

招集ご通知

日時

2023年6月23日（金曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

場所

名古屋市中区栄三丁目14番12号

株式会社 愛知銀行 本店8階ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定
の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外
取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の
割当てのための報酬決定の件

本定時株主総会はインターネットによるライブ配信を行います。

詳細につきましては、本招集ご通知7頁から8頁をご覧ください。

株主さまにおかれましては、ご自身を感染から守る観点より、マスク着用の要否をご判断くださいますようお願い申し上げます。

ご来場いただけない場合は、書面またはインターネットにより、事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、本招集ご通知5頁から6頁のご案内に従って、2023年6月22日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

証券コード：7389



あなたの、
いちばんちかくで。



社名に込めた思い



私たちの主な営業基盤である愛知県を大切にし、ともに成長していくことで「愛知県No.1の地域金融グループを目指す」という思いを込めています。

あいち

愛知銀行の「あ」と中京銀行の「ち」が、地域いちばんの「い」を一緒に目指すという思いも込めています

あいちフィナンシャルグループの経営理念



PURPOSE
存在意義

パーパス | 存在意義、進むべき指針

金融サービスを通じて、地域社会の繁栄に貢献します

MISSION
具体的な目標

ミッション | 達成すべき具体的な目標

愛知県No.1の地域金融グループを目指します

VALUE
共通の価値観

バリュー | 共通の価値観

- 1 堅実経営に徹し、ゆるぎない経営基盤を確立します
- 2 地域社会から信頼される金融グループを目指します
- 3 すべてのお客さまのお役に立てる金融サービスを提供します
- 4 ES経営・健康経営の実践により、すべての役職員の幸せを実現します
- 5 持続的に成長し、企業価値を向上させることで、魅力ある企業であり続けます

当金融グループは経営理念を経営ビジョン「VISION」と呼び、パーパス「PURPOSE」、ミッション「MISSION」、バリュー「VALUE」の3つの要素により、全役職員が目指す姿および意思決定の際の指針とします。

ごあいさつ



代表取締役社長 伊藤 行記



代表取締役副社長 小林 秀夫

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

第1 期定時株主総会を6月23日（金曜日）に開催いたします。

招集ご通知をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

2022年10月3日、愛知銀行と中京銀行は経営統合し、両行の親会社となる「株式会社あいちフィナンシャルグループ」を設立いたしました。そして、2025年1月1日には2行が合併し、「株式会社あいち銀行」として出発する予定であります。

社名および銀行名である「あいち」には、私たちの主な営業基盤である愛知県を大切に、ともに成長していくことで「愛知県No.1の地域金融グループを目指す」という想いを込めております。経営統合によってコンサルティング・ソリューション型ビジネスモデルを確立し、これまで以上にお客さまの経営課題やニーズに対し、しっかりとお応えしていく所存でございます。

あいちフィナンシャルグループの存在意義であるパーパス「金融サービスを通じて、地域社会の繁栄に貢献します」の実現に向け、この地域でいちばんに相談できて、いちばん頼りになるパートナーとして、ふたつの銀行の強みを活かし、いままでにない新たな価値を生み出してまいります。

今後とも、皆さまの一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2023年6月

株式会社 あいちフィナンシャルグループ

代表取締役社長 伊藤 行記 代表取締役副社長 小林 秀夫

CONTENTS

3頁 招集ご通知	30頁 事業報告	55頁 計算書類
11頁 株主総会参考書類	52頁 連結計算書類	57頁 監査報告

証券コード 7389
2023年6月6日
(電子提供措置開始日2023年6月2日)

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目14番12号
株式会社あいちフィナンシャルグループ
代表取締役社長 伊 藤 行 記

第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.aichi-fg.co.jp/ir/shareholder/meeting/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「株主総会関連」より、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「あいちフィナンシャルグループ」または「コード」に当社証券コード「7389」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、本招集ご通知につきましては、法令および定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主さまに送付する交付書面を、すべての株主さまに対して送付することとしております。

また、本株主総会にご来場いただけない場合は、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、本招集ご通知5頁から6頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 所 | 名古屋市中区栄三丁目14番12号
株式会社愛知銀行 本店8階ホール |

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項** (1) 第1期（2022年10月3日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(注) 当社の第1期事業年度は2022年10月3日から2023年3月31日までであります。当連結会計年度は2022年4月1日から2023年3月31日までであります。
- (2) 第1期（2022年10月3日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件
- 第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第6号議案** 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

電子提供措置事項（交付書面省略事項）について

- (1) 次の事項につきましては法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまへお送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ① 事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保する体制」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会へのご出席にあたって

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人による議決権の行使につきましては、当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。
- 駐車場のご用意ができませんので、株主さまにおかれましては、ご出席の際には公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 株式会社愛知銀行 本店8階ホール
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



<https://evote.tr.mufg.jp/>

にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後5時30分まで

詳細は次ページをご覧ください。

重複行使の取扱い

- 議決権行使書用紙とインターネット双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

議決権行使書用紙に「賛」「否」の表示がない場合の取扱い

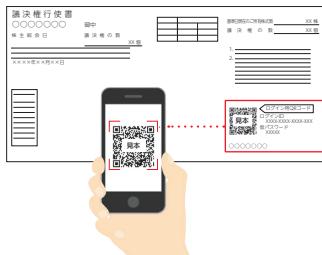
- ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき「賛」「否」の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



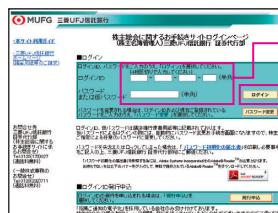
システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

ログインID・仮パスワードを入力する方法

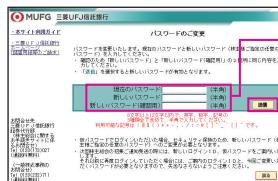
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力し「ログイン」してください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 新しいパスワードをご入力し「送信」してください。



「新しいパスワード」
を入力
「送信」を
クリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによるライブ配信についてのご案内

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子を視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

当日の会場撮影は、ご出席株主さまのプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

■配信日時

2023年6月23日（金曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※天変地異等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。ライブ配信に関して変更が生じる場合には当社ウェブサイト（<https://www.aichi-fg.co.jp/ir/shareholder/meeting/>）にてお知らせ申し上げます。

※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

■推奨環境

本サイトの推奨環境は、以下URLに記載しております。事前にご確認ください。なお、Internet Explorerはご利用いただけませんのでご注意ください。

<https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf>

■株主総会の視聴方法（後記10頁のアクセス方法も合わせてご参照ください。）

URL：<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



- ① 上記URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。
- ② 株主さま認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、議決権行使書用紙裏面に記載されております。
- ③ なお、議決権行使書用紙裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。
※本サイトの公開期間は、本招集ご通知到着時～2023年6月23日です。
公開期間外は、株主さま認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、ログイン後のページにアクセスすることはできません。
- ④ ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。
当日ライブ視聴ページが表示されます。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ・インターネットからの株主総会へのご参加は、株主さま本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。
- ・ライブ配信の様相を録画、録音、公開等することは、お断りさせていただきます。
- ・インターネット参加によりライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主さまに認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ・インターネット参加の株主さまは、2023年6月22日（木）午後5時30分までに議決権を事前行使（書面またはインターネット）していただきますようお願い申し上げます。

【議決権行使書用紙を紛失された場合】

- ・10頁に記載のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

事前のご質問の受付についてのご案内

株主総会の開催に先立って、本株主総会の目的事項に関するご質問をお受けいたします。
以下の受付期間と受付方法をご確認のうえ、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

■受付期間

本招集ご通知到着時～2023年6月16日（金曜日）午後5時30分

■受付方法（後記10頁のアクセス方法も合わせてご参照ください。）

URL：<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



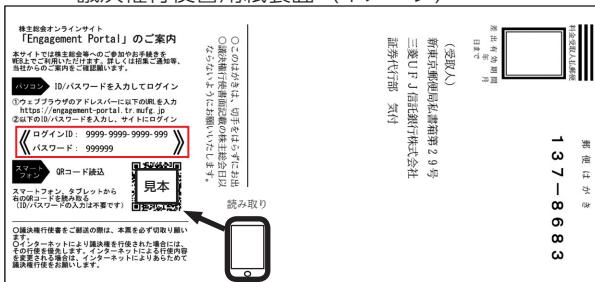
- ① 上記URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。
- ② 株主さま認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、議決権行使書用紙裏面に記載されております。
- ③ なお、議決権行使書用紙裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。
- ④ ログイン後、「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ⑤ ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ⑥ ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

【事前質問にかかるご留意事項】

- ・ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・ご質問は原則として、お一人さまにつき1問といたたくご協力をお願い申し上げます。
- ・株主さまよりいただきましたご質問のうち、特に株主さまのご関心が高いと思われる、かつ当社が回答可能な内容を本株主総会当日にご回答させていただく予定です。なお、ご回答には至りませんでしたご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。
- ・ご質問に対して必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答できなかつた場合でも、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。

【ご参考：株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のアクセス方法ご案内】

1. QRコードの読み取りによりログインする場合
 <<議決権行使書用紙裏面（イメージ）>>



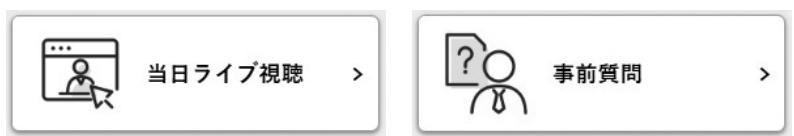
2. 個別のログインID・パスワードによりログインする場合
 <<株主さま認証画面（ログイン画面）>>



- 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。
 ① 議決権行使書用紙裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。
 ② 利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
 ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

（画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます）

3. ポータルサイト
 ログイン後の画面に表示されている、ご希望される項目をクリックしてください。



株主総会
 オンラインサイトに関する
 お問い合わせ
 TEL 0120-676-808 (通話料無料)
 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 (土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時、ただし、株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで)

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、収益基盤の強化に向けた内部留保を確保しつつ、株主還元方針に基づき、株主の皆さまへ積極的な利益還元を図ることといたします。

期末配当に関する事項

第1期の期末配当につきましては、業績および将来の経営環境を総合的に勘案し、普通配当として1株につき金50円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、1株につき金50円（普通配当金50円）となります。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、2,446,345,950円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日といたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。） 9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名全員が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任については、その過半数を社外取締役で構成する人事委員会において協議のうえ、取締役会において決定しております。

また、監査等委員会より、各候補者は取締役として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できること、当社の経営ビジョン「VISION」の3要素であるパーパス「PURPOSE」、ミッション「MISSION」、バリュー「VALUE」および「コンプライアンス基本方針」に従い、誠実に職務を遂行するとともに、取締役としてふさわしい人格、識見を有すること、銀行業務における豊富な経験、優れた実績と、経営に必要な知識および能力を有していることから、本議案における取締役候補者は適任であるとの意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		ふりがな 氏名	現在の当社における地位	取締役会の出席状況
1	再任	いとう ゆきのり 伊藤 行記	取締役社長（代表取締役）	9回／10回
2	再任	こばやし ひでお 小林 秀夫	取締役副社長（代表取締役）	10回／10回
3	再任	くらとみ のぶひこ 藏 富 宣彦	取締役	10回／10回
4	再任	まつの ひろやす 松野 裕泰	取締役	10回／10回
5	再任	よしかわ ひろあき 吉川 浩明	取締役	10回／10回
6	再任	はやかわ まこと 早川 誠	取締役	10回／10回
7	再任	すずき のりまさ 鈴木 規正	取締役	10回／10回
8	再任	いとう けんじ 伊藤 謙二	取締役	10回／10回
9	再任	せばやし ひさし 瀬林 寿志	取締役	10回／10回

候補者
番号

1

いとう ゆきの のり
伊藤 行記

再任

生年月日

1958年1月1日

所有する当社の株式数

6,161株



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1980年4月 中央相互銀行入行（現愛知銀行）
2010年6月 同行事務統括部長
2013年6月 同行取締役業務監査部長
2015年6月 同行取締役証券外国部長
2017年6月 同行常務取締役
2019年6月 同行取締役頭取（現任）
2022年10月 当社代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）

愛知銀行 取締役頭取

取締役候補者とした理由

当社グループの愛知銀行において、2013年6月に取締役に就任し、2017年6月からは常務取締役、2019年6月からは取締役頭取を務めております。また、2022年10月より当社代表取締役社長を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

2

こばやし ひで お
小林 秀夫

再任

生年月日

1961年4月14日

所有する当社の株式数

2,900株



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1984年4月 中京相互銀行入行（現中京銀行）
2015年6月 同行執行役員名古屋営業第三本部長
2017年6月 同行取締役執行役員
2019年6月 同行取締役常務執行役員
2021年4月 同行取締役頭取（現任）
2022年10月 当社代表取締役副社長（現任）

（重要な兼職の状況）

中京銀行 取締役頭取

取締役候補者とした理由

当社グループの中京銀行において、2015年6月に執行役員に就任し、2017年6月からは取締役執行役員、2019年6月からは取締役常務執行役員、2021年4月からは取締役頭取を務めております。また、2022年10月より当社代表取締役副社長を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

3

くら とみ のぶ ひこ
藏 富 宣 彦

再任

生年月日

1959年2月15日

所有する当社の株式数

3,497株

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1981年4月 中央相互銀行入行（現愛知銀行）
 2014年6月 同行コンプライアンス統括部長
 2016年6月 同行取締役コンプライアンス・リスク統括部長
 2017年6月 同行取締役監査部長
 2019年6月 同行常務取締役
 2021年6月 同行専務取締役（現任）
 2022年10月 当社取締役 コンプライアンス・リスク統括部担当（現任）

（重要な兼職の状況）

愛知銀行 専務取締役

取締役候補者とした理由

当社グループの愛知銀行において、2016年6月に取締役に就任し、2019年6月からは常務取締役、2021年6月からは専務取締役を務めております。また、2022年10月より当社取締役に務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

4

まつ の ひろ やす
松 野 裕 泰

再任

生年月日

1958年7月24日

所有する当社の株式数

6,727株

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1982年4月 中央相互銀行入行（現愛知銀行）
 2013年6月 同行個人部長
 2015年6月 同行取締役本店営業部長
 2017年6月 同行取締役審査部長
 2019年6月 同行常務取締役（現任）
 2022年10月 当社取締役 業務統括部担当（現任）

（重要な兼職の状況）

愛知銀行 常務取締役

取締役候補者とした理由

当社グループの愛知銀行において、2015年6月に取締役に就任し、2019年6月からは常務取締役を務めております。また、2022年10月より当社取締役に務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

5

よし かわ ひろ あき
吉川 浩明

再任

生年月日

1961年10月5日

所有する当社の株式数

4,729株



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1985年4月 中央相互銀行入行（現愛知銀行）
2015年6月 同行経営管理部長
2017年6月 同行執行役員総合企画部長
2019年6月 同行執行役員事務統括部長
2020年6月 同行取締役
2022年6月 同行常務取締役（現任）
2022年10月 当社取締役 事務システム統括部担当（現任）

（重要な兼職の状況）

愛知銀行 常務取締役

取締役候補者とした理由

当社グループの愛知銀行において、2017年6月に執行役員に就任し、2020年6月からは取締役、2022年6月からは常務取締役を務めております。また、2022年10月より当社取締役を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

6

はや かわ まこと
早川 誠

再任

生年月日

1962年12月15日

所有する当社の株式数

3,115株



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1985年4月 中京相互銀行入行（現中京銀行）
2011年6月 同行執行役員総合企画部長
2013年5月 同行執行役員事務統括部長
2014年5月 同行執行役員営業統括部長
2016年3月 同行執行役員リスク統括部長
2018年4月 同行執行役員総合企画部長
2019年6月 同行常務執行役員総合企画部長
2022年10月 同行取締役常務執行役員総合企画部長（現任）
2022年10月 当社取締役 合併推進部担当（現任）

（重要な兼職の状況）

中京銀行 取締役常務執行役員総合企画部長

取締役候補者とした理由

当社グループの中京銀行において、2011年6月に執行役員に就任し、2019年6月からは常務執行役員、2022年10月からは取締役常務執行役員を務めております。また、2022年10月より当社取締役を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

7

すずきのりまさ
鈴木規正

再任

生年月日

1963年12月30日

所有する当社の株式数

3,730株



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月 中央相互銀行入行（現愛知銀行）
 2017年 6月 同行経営管理部長
 2018年 6月 同行執行役員経営管理部長
 2020年 6月 同行執行役員コンプライアンス・リスク統括部長
 2021年 6月 同行取締役（現任）
 2022年10月 当社取締役 監査部担当（現任）

（重要な兼職の状況）

愛知銀行 取締役

取締役候補者とした理由

当社グループの愛知銀行において、2018年6月に執行役員に就任し、2021年6月からは取締役に務めております。また、2022年10月より当社取締役に務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

8

いとうけんじ
伊藤謙二

再任

生年月日

1964年10月16日

所有する当社の株式数

5,062株



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月 中央相互銀行入行（現愛知銀行）
 2017年 6月 同行証券外国部長
 2018年 6月 同行執行役員証券外国部長
 2019年 6月 同行執行役員総合企画部長
 2022年 6月 同行取締役（現任）
 2022年10月 当社取締役 経営企画部担当（現任）

（重要な兼職の状況）

愛知銀行 取締役

取締役候補者とした理由

当社グループの愛知銀行において、2018年6月に執行役員に就任し、2022年6月からは取締役に務めております。また、2022年10月より当社取締役に務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

9

せ ばやし ひさ し
瀬林 寿志

再 任

生年月日

1967年8月20日

所有する当社の株式数

3,208株



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年4月 中京相互銀行入行（現中京銀行）
2017年5月 同行総合企画部長
2018年4月 同行大曽根支店長
2021年12月 同行執行役員総合企画部長
2022年10月 同行取締役執行役員（現任）
2022年10月 当社取締役 人事総務部担当（現任）

（重要な兼職の状況）

中京銀行 取締役執行役員

取締役候補者とした理由

当社グループの中京銀行において、2021年12月に執行役員に就任し、2022年10月からは取締役執行役員を務めております。また、2022年10月より当社取締役を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者としております。

- （注）
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の45頁に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役栗本幸子氏が辞任いたしますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

任期については、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任されるため、定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の残任期間といたします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

	ふりがな 氏名	生年月日	所有する当社の株式数
新任	いたくらあさこ 板倉麻子	1961年1月21日	一株
社外			



略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1983年4月 名古屋テレビ放送株式会社入社
- 2004年2月 同社執行役員・局長 制度・ERP担当
- 2005年10月 同社執行役員・局長 コンプライアンス室長
- 2008年6月 同社社長室付 株式会社名古屋テレビ事業 専務取締役
- 2011年6月 同社営業局 営業局長代理（局長）
- 2013年3月 同社経営戦略室 経営戦略室長代理（局長）
- 2016年6月 株式会社名古屋テレビ事業 専務取締役
名古屋テレビ放送株式会社 人事部兼務
- 2019年7月 株式会社名古屋テレビ事業 取締役
- 2021年6月 名古屋テレビ放送株式会社 定年退職
- 2021年7月 株式会社名古屋テレビ事業 顧問（現職）
- 2022年2月 オフィス板倉麻子（特定社会保険労務士・中小企業診断士事務所）開業

（重要な兼職の状況）

オフィス板倉麻子（特定社会保険労務士・中小企業診断士事務所）

愛知県労働委員会 使用者委員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、長年にわたり名古屋テレビ放送株式会社と株式会社名古屋テレビ事業において、経営の要職を歴任されております。現役の社会保険労務士・中小企業診断士としての専門的知識や人事労務部門の豊富な経験を有しており、当社の経営に対し、的確な助言・提言をいただけることを期待しております。

上記の理由により当社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 板倉麻子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は、本議案が承認され、板倉麻子氏が社外取締役に就任する場合、会社法第427条第1項および当社定款に基づき、会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする旨の契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の45頁に記載のとおりです。本議案が承認され板倉麻子氏が社外取締役に就任する場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、本議案が承認され、板倉麻子氏が社外取締役に就任する場合、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所および名古屋証券取引所に届け出る予定であります。
5. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条第1項において、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の報酬等の総額は年額260百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額260百万円以内として設定したいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」をご承認いただいた場合における当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額100百万円以内は別枠といたします。

本議案は、当社の報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。なお、本議案は、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役は0名）であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」のご承認が得られた場合でも同様となります。

報酬等の支給時期、配分等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条第2項において、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の報酬等の総額は年額90百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の報酬等の額を、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額90百万円以内として設定いたしたいと存じます。

本議案は、当社の報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。なお、本議案は、監査等委員である取締役全員から、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

また、現在の当社の監査等委員である取締役は6名（うち社外取締役は5名）であり、第3号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」のご承認が得られた場合、監査等委員である取締役は6名（うち社外取締役は5名）となります。

報酬等の支給時期、配分等につきましては、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割当ての譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.14%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1.4%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案は、当社の報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。なお、本議案は、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

当社は、本議案が承認されることを条件として、2023年5月10日開催の取締役会において、事業報告に記載の役員報酬等の内容の決定に関する方針等につき変更することを決議しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役は0名）であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1.譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の

方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の総数65,000株を、各事業年度において割当てする譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てする譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社および当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社および当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社または当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限

を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社および当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社および当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考①)

当社取締役候補者（監査等委員である者を含む）の専門性・経験等（スキル・マトリックス）

・監査等委員である取締役を除く取締役候補者一覧

候補者 番号	氏名	当社における 現在の地位	属性	候補者が有する専門性・経験等						
				企業経営/ サステナビリティ	金融	財務/ 会計	法務/ リスク管理	IT/ システム	人事 労務	地方 創生
1	伊藤行記	取締役社長	代表取締役	○	○	○	○	○		
2	小林秀夫	取締役副社長	代表取締役	○	○	○		○		○
3	藏富宣彦	取締役		○	○	○	○	○		
4	松野裕泰	取締役		○	○					○
5	吉川浩明	取締役		○	○	○		○	○	
6	早川 誠	取締役		○	○	○	○	○	○	○
7	鈴木規正	取締役		○	○		○		○	
8	伊藤謙二	取締役		○	○	○		○	○	
9	瀬林寿志	取締役		○	○	○			○	○

・監査等委員である取締役一覧（注）番号6は候補者であります。

番号	氏名	当社における 現在の地位	属性	監査等委員が有する専門性・経験等						
				企業経営/ サステナビリティ	金融	財務/ 会計	法務/ リスク管理	IT/ システム	人事 労務	地方 創生
1	加藤政宏	取締役(監査等委員)	【常勤・社内】	○	○					○
2	江本恭敏	取締役(監査等委員)	【社外】				○			
3	柴田雄己	取締役(監査等委員)	【社外】	○		○	○			
4	村田知英子	取締役(監査等委員)	【社外】			○				
5	我妻 巧	取締役(監査等委員)	【社外】	○	○			○		
6	板倉麻子	【新任】	【社外】	○			○			○

【新任】 新任取締役(監査等委員)候補者

【社外】 社外取締役

(ご参考②) 取締役候補者の選任および取締役の解任に関する方針・基準等

【取締役候補者の選任および取締役の解任に関する方針】

取締役会は、当社の企業理念や具体的な経営戦略、取り巻く環境等を踏まえ、その役割・責務を効率的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立する形で構成する。

【取締役候補者の選任および取締役の解任に関する手続き】

取締役会は、その過半数を社外取締役で構成する人事委員会において選解任に関し協議のうえ、議案の決定を行う。

【取締役候補者の選任および取締役の解任基準】

(社内取締役候補者の選任基準)

1. 取締役として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できること
2. 当社の経営ビジョン「VISION」の3要素であるパーパス「PURPOSE」（注1）、ミッション「MISSION」（注2）、バリュー「VALUE」（注3）および「コンプライアンス基本方針」（注4）に従い、誠実に職務を遂行するとともに、取締役としてふさわしい人格、識見を有すること
3. 銀行業務における豊富な経験、優れた実績と、経営に必要な知識および能力を有すること

(社外取締役候補者の選任基準)

1. 取締役として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できること
2. 当社の経営ビジョン「VISION」の3要素であるパーパス「PURPOSE」、ミッション「MISSION」、バリュー「VALUE」および「コンプライアンス基本方針」を理解・遵守し、取締役としてふさわしい人格、識見を有すること
3. 経営、法務、財務・会計、行政、教育等の分野における専門的知見、豊富な経験を生かして、経営に対する助言・監督を行うことができること
4. 当社の定める独立性の要件を満たしていること

(社内および社外取締役の解任基準)

取締役として、以下に該当する場合は、人事委員会にて解任につき協議する。

1. 法令または定款に違反する行為を行った場合
2. 職務を怠慢することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
3. 健康上の理由等から、職務の遂行が困難となった場合
4. 選任基準に定める基準のうち、いずれかを充足しなくなった場合

(注1) パーパス [PURPOSE]

金融サービスを通じて、地域社会の繁栄に貢献します

(注2) ミッション [MISSION]

愛知県No.1の地域金融グループを目指します

(注3) バリュー [VALUE]

1. 堅実経営に徹し、ゆるぎない経営基盤を確立します
2. 地域社会から信頼される金融グループを目指します
3. すべてのお客さまのお役に立てる金融サービスを提供します
4. ES経営・健康経営の実践により、すべての役職員の幸せを実現します
5. 持続的に成長し、企業価値を向上させることで、魅力ある企業であり続けます

(注4) コンプライアンス基本方針

1. 公共的使命と信頼の確立
当社グループは、グループ各社の有する高い公共的使命の重要性を常に認識し、健全な業務運営を通じて地域社会からの揺るぎない信頼の確立を図ります。
2. お客さま本位の業務運営
当社グループは、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、多様なお客さまの真のニーズに応えるとともに、緊急時におけるお客さまの利益保護にも十分配慮した、より質の高い各種サービスの安定的な提供を通じて、地域社会の発展に貢献します。
3. 法令やルールの厳格な遵守
当社グループは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
4. 社会とのコミュニケーション
当社グループは、経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、経営の透明性を高めるとともに、グループ各社を取り巻くステークホルダーとの建設的な対話を通じて、自らの企業価値の向上を図ることで、社会からの理解と信頼を確保するべく、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
5. 人権の尊重
当社グループは、人権の尊重を経営上極めて重要な課題のひとつとして認識するとともに、国際的に認められている人権に関連する基準等を支持・尊重し、人権侵害の未然防止や救済も含めて、お客さまをはじめとする地域社会の皆さまや役職員を含む全ての関係者の人権を守ります。
6. 働き方の改革、役職員の職場環境の充実
当社グループは、役職員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保します。

7. 人材育成、金融経済教育への貢献

当社グループは、役職員の人材育成や能力開発に積極的に取り組み、自律的なキャリア形成を支援するとともに、地域における金融経済教育にも参画することで、社会全体の金融知識の理解促進に貢献します。

8. 環境保全活動への取り組み

当社グループは、資源の効率的な利用や廃棄物の削減に努め、環境保全に寄与するサービスを提供する等、気候変動等様々な環境問題に積極的かつ継続的に取り組み、サステナブルな環境社会の構築に努めます。

9. 社会貢献活動への参画

当社グループは、社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として積極的に社会に参画し、持続可能な社会の形成と発展に貢献します。

10. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は断固として拒否し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面する中で、マネー・ローンダリング対策やテロ資金供与対策の高度化に努めるとともに、自国のみならずグローバルに適用される経済制裁関連規制についても、適切に遵守します。

11. 公正な取引と贈収賄、腐敗行為の防止

当社グループは、グループ各社の業務運営を通じて、自由で公正な企業活動を実施します。関係法令と高い企業倫理に基づき、官民間わず不適切な接待贈答や自由競争を阻害する行為の防止を徹底します。

(ご参考③) 社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性判断基準として、以下の基準を定めております。

1. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと
2. 当社の主要な取引先またはその業務執行者ではないこと
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと
(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
4. 当社の主要株主またはその業務執行者ではないこと
5. 最近において、上記1.から4.のいずれかに該当していた者ではないこと
6. 次に掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者ではないこと
 - (1) 上記1.から5.に該当する者
 - (2) 当社の子会社の業務執行者
 - (3) 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - (4) 最近において(2) (3) または当社の業務執行者に該当していた者

※ 「最近」

- ・実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点等をいう。

※ 「重要」

- ・業務執行者については、役員・部長クラスのもの。会計専門家・法律専門家については、公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

※ 「近親者」

- ・二親等以内の親族をいう。

以 上

第 1 期 事 業 報 告

(2022年10月3日から)
(2023年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

《企業集団の主要な事業内容》

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社愛知銀行（以下、「愛知銀行」といいます。）および株式会社中京銀行（以下、「中京銀行」といいます。）を含む連結子会社9社で構成され、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、リース業務、信用保証業務、金融商品取引業務等の金融サービスにかかる事業を行っております。

《金融経済環境》

当期のわが国経済を振り返りますと、原材料高の影響を受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進む中、企業の設備投資や個人消費の緩やかな増加により、景気は持ち直しの動きが続いております。

当社グループの主要営業基盤である愛知県を中心とする当地域につきましては、主要産業である自動車関連産業において、半導体等の部品供給不足の影響が継続する中、輸出は横ばいで推移しているものの、生産や個人消費が持ち直していることに加え、設備投資が緩やかに増加していること等から、総じて緩やかに持ち直しております。

金融面をみますと、円の対米ドル相場は、日米の金融政策の方向性の違いから昨年10月に151円台後半まで円安が進行したものの、昨年12月の日銀による長短金利操作の運用一部見直しや、米国金融機関の破綻による金融システム不安の懸念が高まったことにより、当期末にかけて133円台まで円高が進行しました。

日経平均株価につきましては、国内の長期金利上昇圧力の高まりや米国を中心とする主要国のインフレ抑制に向けた金融引き締めによる景気減速懸念から、昨年12月末には26,000円台まで大きく下落しました。その後、欧米金融機関の経営破綻による世界的な金融市場の動揺がみられたものの、国内株式への資金流入の動き等から、当期末の終値は28,041円となりました。

《企業集団の事業の経過および成果》

当社は、2022年10月3日に共同株式移転方式により、愛知銀行と中京銀行の完全親会社として設立されました。当金融グループの経営理念として経営ビジョン「VISION」を定め、「金融サービスを通じ、地域社会の繁栄に貢献する」とともに「MISSION」である「愛知県No.1の地域金融グループ」を目指してまいります。

また、2022年10月から2025年3月までの第1次中期経営計画のテーマを「Speed, Fusion & Chemistry」として合併新銀行のスタートダッシュに向けた重要な準備期間と位置づけ、続く2025年4月から2028年3月までの「第2次中期経営計画」はシナジー効果の早期発現を、2028年4月から2031年3月までの「第3次中期経営計画」は合併シナジーの最大化を目指す期間としております。

第1次中期経営計画の初年度となる2022年度において、「お客さまにダイナミックな進化を体験して頂けるコンサルティング・ソリューション型ビジネスモデルの準備完了」、「コンサルティング・ソリューション型ビジネスモデルでの新しい社員像の確立と必要人材像の創出・育成完了」、「合併後のシナジー発現に向けた主要KPIの着実な達成」を成し遂げるため、以下の重点4戦略に取り組んでまいりました。

①コンサルティング・ソリューション型ビジネスモデルへの完全移行準備

今までに無かった「商品・サービスラインナップ」「スピード感」「新しい行風・企業文化」をお客さまが合併直後から感じられる営業店・本部体制の確立に向け、子銀行である愛知銀行、中京銀行（以下、愛知銀行と中京銀行をあわせて「両子銀行」といいます。）を中心に合併に向けた共通の商品・サービスの企画やブランディング戦略の立案を行う「新サービス創造プロジェクトチーム」を発足いたしました。

また、地域のスタートアップ企業の支援・育成等を幅広く促進する『あいちスタートアップコンソーシアム「雑の会」』の取組みの一つとして、投資専門子会社である愛知キャピタル株式会社と両子銀行が共同し、「あいちスタートアップファンド1号投資事業有限責任組合（愛称：竹千代）」を設立いたしました。更に愛知銀行では、愛知キャピタル株式会社の「あいぎんベンチャーファンド1号投資事業有限責任組合（愛称：金じゃち）」を通じ、今年度6件の出資を行い、地域のベンチャー企業への投資・支援に積極的に取り組むことで、地域経済の持続的発展に貢献しております。

両子銀行は、全国の民間金融機関で初めて、農林水産省東海農政局と「連携に関する協定書」を締結いたしました。これからも、国等による農林水産物・食品の輸出促進に関する施策の普及や、輸出を目指すお取引先企業に対する伴走支援に取り組んでまいります。

更に愛知銀行では、一宮市や地元企業と共同出資により、一宮市におけるエネルギーを市内で循環させる地産地消型の地域新電力会社を設立いたしました。共同出資4者は、それぞれの事業分野で培ってきたノウハウや知見を活用し、脱炭素化をはじめとした環境課題の解決に資する活動を通じて、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

②新ビジネスモデルに求められる人財像への社員の大規模シフト

当社は人事基本方針を策定し、目指す人財像として、「あいちフィナンシャルグループの経営理念に基づき、チャレンジし続ける人財」、「顧客体験を変えるプロフェッショナル人財」、「営業店を支援する本部専門人財」、「業務改革に挑戦する人財」と定め、新ビジネスモデルに求められる人財の育成に取り組んでおります。

愛知銀行では、経済産業省の「健康経営優良法人2023（大規模法人部門[ホワイト500]）」を5年連続、また、中京銀行においても「健康経営優良法人2023（大規模法人部門）」に4年連続で認定されました。これからも従業員とその家族の健康を重要な財産と位置づけ、戦略的に健康管理・健康づくりに取り組むことで、生産性の向上と組織活性化を図り、E S（従業員満足度）の高い企業を目指してまいります。

また、愛知銀行では「男性育休100%宣言」に、東海3県に本店を置く地域金融機関として初めて賛同しました。社内環境の整備については、すべての社員が幸せを実感できるよう、ワーク・ライフバランスを実現できる環境の整備とE S経営・健康経営を実践するとともに、すべての社員にチャンスを与え、能力やスキルを最大限に発揮し働きがいを感じることができ環境を作ってまいります。

一方、中京銀行では、コンサルティング・ソリューション型ビジネスモデルへの移行に向けた人財育成として、行員選抜方式の育成プログラムを実施するとともに、各種専門資格の取得を進めております。

③経営の効率化によるシナジー早期発現

両子銀行の住宅ローン業務のうちローンアドバイザー業務において、協業の開始や拠点の統合、業務の一体化を進めること、またM&A業務において、M&Aトレーニーとして行員の派遣を行うこと等、両子銀行の知見の融合と顧客サービスの向上により一層のシナジー効果の早期発現を目指しております。

また、両子銀行の東京支店および大阪支店を共同店舗として運営していくことを決定し、東京支店は本年3月13日に共同店舗として運営を開始する等、グループの経営資源を集結し、将来にわたり持続可能なビジネスモデルを構築することで企業価値の向上を図ってまいります。

④プロジェクト『6』 F G設立後6か月間の集中PMI（統合効果を最大化するための統合プロセス）6施策

F G設立後6か月間を最重要期間として、シナジーの早期発揮、両行の行員融和により、お客さまの期待に応えられるサービスを提供するための重点施策として、両子銀行で「統合記念定期預金」、「新規口座開設キャンペーン」、「投資信託スタートキャンペーン」等を実施いたしました。

また、両子銀行における人財交流会の開催や、C S相互見学勉強会の開催、「メッセナゴヤ

2022] や採用イベントの共同出展等を実施し、その他にも業務スキルの向上やリスクリングに向けた休日自己啓発セミナーやマーケットセミナーを共同開催いたしました。

そして、本年3月31日に両子銀行は、合併に関する両子銀行の株主総会決議、関係当局の許認可の取得等を前提として、2025年1月1日に合併およびシステム事務統合し、商号を「株式会社あいち銀行」とすることを決議いたしました。

当社グループの連結業績につきましては、次のとおりとなりました。

(預 金)

預金の期末残高は、個人および法人預金の増強に努め、5兆6,232億円となりました。

(貸出金)

貸出金の期末残高は、中小企業向け貸出および住宅ローンの増強に努め、4兆5,684億円となりました。

(有価証券)

有価証券の期末残高は、1兆3,583億円となりました。

(損 益)

経常収益は、746億48百万円となりました。経常費用は694億11百万円となりました。その結果、経常利益は52億37百万円となりました。また、企業結合による負ののれん発生益804億91百万円を特別利益に計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は818億6百万円となりました。

主要な子会社である両子銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

(愛知銀行)

愛知銀行につきましては、貸出金利息や有価証券利息配当金、役務収益等が増加したものの、有価証券ポートフォリオの見直しを進めたことにより国債等債券売却損が売却益を上回り、経常利益は前期比118億75百万円減少し33億24百万円、当期純利益は前期比86億42百万円減少し21億58百万円となりました。

(中京銀行)

中京銀行につきましては、ソリューション関連手数料を中心とする役務収益が増加したものの、有価証券ポートフォリオの見直しを進めたことにより国債等債券売却損が売却益を上回り、経常利益は前期比61億43百万円減少し3億83百万円、当期純利益はシステム解約損失等を特別損失として計上したことにより、前期比58億26百万円減少し15億79百万円の当期純損失となりました。

《企業集団の対処すべき課題》

金融業界を取り巻く環境は、人口や企業の減少、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立等、社会環境や産業構造が変化する中、事業を営むお客さまの経営課題や、個人のお客さまのライフスタイルの変化等により、お客さまのニーズは高度化・多様化しております。異業種から金融分野への参入により競争環境が激しくなっておりますが、銀行法の規制緩和を有効に活用する等して、収益の柱となり得る新たな金融ビジネスを切り拓くことで、持続的な収益基盤を構築するとともに、地域金融機関として地域社会に貢献していくことが大きな課題のひとつであると考えております。

こうした環境認識のもと、「第1次中期経営計画」における重点4戦略を通じて、当社の経営理念を実践し、地域とともに持続的な成長を目指してまいります。

また、当社グループへの信頼を揺るぎないものとしていくため、コンプライアンス重視を第一とし、法令やルールを厳格に遵守するとともにリスク管理を徹底し、銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進め、誠実かつ公正な業務運営を確立してまいります。

当社グループでは、気候変動や人的資本および多様性への対応を含むサステナビリティへの取組みを経営の重要課題と捉え、2022年10月に当社グループ設立と同時にサステナビリティ方針の制定と、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明いたしました。また、事業活動を通じ「持続可能な社会の実現」と「当社グループの持続的な成長」を目指すとともに、環境・社会に対して影響を与えられとされる特定の事業・セクターへの取組姿勢を明確にするために、「持続可能な社会の実現に向けた投融資方針」を定めております。

今後も“あなたの、いちばんちかくで。”をコーポレートスローガンに、「コーポレートガバナンス・コード」を踏まえ、あらゆるステークホルダーからの期待にお応えできる取組みを通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

株主ならびにお取引先の皆さまには、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(2) 企業集団および当社の財産および損益の状況

イ 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	—	—	—	74,648
経常利益	—	—	—	5,237
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	81,806
包括利益	—	—	—	67,207
純資産額	—	—	—	323,476
総資産	—	—	—	6,786,283

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は2022年10月3日設立のため、2021年度以前の状況については記載しておりません。

ロ 当社の財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
営業収益	—	—	—	3,646
受取配当金	—	—	—	3,151
銀行業を営む子会社	—	—	—	3,151
当期純利益	—	—	—	3,162
1株当たりの当期純利益	—	—	—	64円43銭
総資産	—	—	—	207,176
銀行業を営む子会社株式等	—	—	—	204,334

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は2022年10月3日設立のため、2021年度以前の状況については記載しておりません。
 3. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀 行 業 務	リ ー ス 業	そ の 他 の 業 務
使 用 人 数	3,098 人	11 人	25 人

(注) 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含みません。

(4) 企業集団の営業所等の状況

- イ 株式会社愛知銀行
① 営業所数

			当 年 度 末	
			店	うち出張所
愛 知 県			98	(2)
岐 阜 県			3	(-)
三 重 県			2	(-)
静 岡 県			1	(-)
東 京 都			1	(-)
大 阪 府			1	(-)
合 計			106	(2)

- ② 当年度新設営業所
該当事項はございません。

□ 株式会社中京銀行

① 営業所数

			当	年	度	末
			店		うち出張所	
愛	知	県	55			(1)
岐	阜	県	0			(-)
三	重	県	3			(-)
静	岡	県	1			(-)
東	京	都	1			(-)
大	阪	府	1			(-)
合		計	61			(1)

② 当年度新設営業所
該当事項はございません。

ハ リース業およびその他の事業

リース業およびその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6)重要な親会社および子会社等の状況 □ 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他	合計
設備投資の総額	3,378	-	3,378

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	(株) 愛知銀行	店舗新築・改修等	632
	(株) 中京銀行	店舗新築・改修等	1,317

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はございません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社愛知銀行	名古屋市中区 栄三丁目14番12号	銀行業	百万円 18,000	% 100.00	—
株式会社中京銀行	名古屋市中区 栄三丁目33番13号	銀行業	31,879	100.00	—
愛銀ビジネスサービス株式会社	名古屋市中村区名駅 四丁目22番20号	銀行事務サービス業務	30	(100.00)	—
愛銀リース株式会社	名古屋市中村区名駅 四丁目22番20号	総合リース業務	20	(46.85)	—
株式会社愛銀 ディーシーカード	名古屋市中村区名駅 四丁目22番20号	クレジットカード業務 金銭貸付業務 信用保証業務	30	(88.30)	—
愛銀コンピュータ サービス株式会社	名古屋市中村区名駅 四丁目22番20号	電算機による業務処理等	10	(100.00)	—
愛知キャピタル 株式会社	名古屋市中区 栄三丁目14番12号	投資事業有限責任会社 (ファンド)の運営・ 管理業務 出資先企業に関する 総合コンサルティング 業務	90	(100.00)	—
株式会社中京カード	名古屋市中区代官町 20番5号	クレジットカード業務 金銭貸付業務 信用保証業務	60	(100.00)	—
中京ファイナンス 株式会社	名古屋市中区 栄三丁目33番13号	集金代行業	50	(100.00)	—

- (注) 1. 当社議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 当社が有する子会社等の議決権比率の欄の()は間接議決権比率であります。
 3. 上記の重要な子会社等は全て連結対象としております。

重要な業務提携の概況

該当事項はございません。

(7) **主要な借入先**

該当事項はございません。

(8) **事業譲渡等の状況**

該当事項はございません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2022年10月3日に、株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の共同株式移転による経営統合により、両行を完全子会社とする持株会社として設立されました。

また、2023年3月31日の当社取締役会において、関係当局の許認可の取得等を前提として、株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行が2025年1月1日を効力発生日として合併することを決議いたしました。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
伊藤行記	取締役社長 (代表取締役)	株式会社愛知銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
小林秀夫	取締役副社長 (代表取締役)	株式会社中京銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
藏富宣彦	取締役 コンプライアンス・リスク統括部担当	株式会社愛知銀行 専務取締役 (代表取締役)	
松野裕泰	取締役 業務統括部担当	株式会社愛知銀行 常務取締役	
吉川浩明	取締役 事務システム統括部担当	株式会社愛知銀行 常務取締役	
早川誠	取締役 合併推進部担当	株式会社中京銀行 取締役常務執行役員	
鈴木規正	取締役 監査部担当	株式会社愛知銀行 取締役	
伊藤謙二	取締役 経営企画部担当	株式会社愛知銀行 取締役	
瀬林寿志	取締役 人事総務部担当	株式会社中京銀行 取締役執行役員	
加藤政宏	取締役 (常勤監査等委員)	株式会社愛知銀行 取締役 (常勤監査等委員)	(注) 1
江本恭敏	取締役 (監査等委員)(社外取締役)	江本法律事務所所長	(注) 2 (注) 3 (注) 5
柴田雄己	取締役 (監査等委員)(社外取締役)		(注) 2 (注) 5
村田知英子	取締役 (監査等委員)(社外取締役)	村田知英子税理士事務所所長	(注) 2 (注) 4 (注) 5
栗本幸子	取締役 (監査等委員)(社外取締役)	公益財団法人愛知県国際交流協会評議員 社会福祉法人愛知県厚生事業団理事	(注) 2 (注) 5
我妻巧	取締役 (監査等委員)(社外取締役)		(注) 2 (注) 5

- (注) 1. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役(監査等委員)加藤政宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役(監査等委員)江本恭敏氏、柴田雄己氏、村田知英子氏、栗本幸子氏および我妻巧氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)江本恭敏氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)村田知英子氏は、税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外取締役全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度にかかる報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭等
取締役 (監査等委員を除く)	9名	184 (3)	92 (3)	44	47
取締役 (監査等委員)	6名	26 (0)	26 (0)	—	—
合 計	15名	210 (3)	119 (3)	44	47

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等の額には、愛知銀行または中京銀行の取締役としての報酬等の額76百万円〔取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し71百万円、監査等委員である取締役に対し4百万円〕を含めております。また、2023年6月に愛知銀行の役員を兼務する取締役に支給予定の業績連動報酬44百万円〔取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し44百万円〕および中京銀行の役員を兼務する取締役に支給予定の役員賞与金3百万円〔取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し3百万円〕と、愛知銀行または中京銀行の役員を兼務する取締役に支給された株式報酬型ストック・オプション47百万円を含めております。
3. 報酬等の欄の括弧内書には、役員賞与金を記載しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はございません。

③ 非金銭報酬等の内容

該当事項はございません。

④ 取締役の報酬等についての定款の定めに関する事項

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、年額260百万円以内としております(当社定款附則第2条第1項)。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額90百万円以内としております(当社定款附則第2条第2項)。

当社定款については、2022年6月24日に開催されました株式会社愛知銀行の第113期定時株主総会ならびに株式会社中京銀行の第116期定時株主総会においてご承認いただき、2022年10月3日の当社設立時に成立しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名、監査等委員である取締役の員数は6名(うち、社外取締役5名)であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等**イ 当該方法の決定の方法**

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の額またはその算定方法に関する方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能、株主利益との連動性および中期経営計画の達成状況等を踏まえた報酬体系とするため、2022年10月3日開催の取締役会において決議しております。

ロ 当該方針の内容の概要

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等は、持株会社の機能、グループ全体の報酬体系等を踏まえ、固定報酬としての基本報酬のみとしております。なお、グループ企業の役員を兼務する取締役は、当該グループ企業の業績連動報酬等および非金銭報酬等を適用します。

ハ 当該事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると、取締役会が判断した理由

取締役会で決定した当該事業年度にかかる個人別の報酬等は、報酬委員会が当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行い作成した原案を、取締役会が当該方針に沿った対応が成されているかを判断し決議しております。

なお、当社は第6号議案「取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」が承認されることを条件として、2023年5月10日開催の取締役会において、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の改定を決議しております。当該改定については、報酬委員会に諮問し、取締役会で決議しております。改定後の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の概要は次のとおりです。

イ 当該方針の決定の方法

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の額またはその算定方法に関する方針は、当社およびあいちフィナンシャルグループ関連企業全体の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能、株主利益との連動性および中期経営計画の達成状況等を踏ま

えた報酬体系とするため、報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して、2023年5月10日開催の取締役会において決議しております。

□ 当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、固定報酬、業績連動報酬および非金銭報酬等で構成する。

- ・固定報酬は、毎月支払われる基本報酬とする。
- ・業績連動報酬は、業績向上と企業価値向上への意欲を高めるため、毎年一定の時期に支払われる単年度の業績指標を反映した短期業績連動報酬とする。
- ・非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇および企業価値向上への意欲を高めるため、譲渡制限付株式報酬制度とする。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、役位に応じて業績連動報酬および非金銭報酬等の割合が高くなるよう構成しております。

ハ 当該事業年度にかかる個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると、取締役会が判断した理由

取締役会で決定した当該事業年度にかかる個人別の報酬等は、報酬委員会が当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行い作成した原案を、取締役会が当該方針に沿った対応が成されているかを判断し決議しております。

⑥ **取締役の個人別の報酬等の決定にかかる委任に関する事項**

該当事項はございません。

(3) 責任限定契約

当社は、取締役(監査等委員)が期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款第33条において取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより取締役(監査等委員)全員と責任限定契約を締結しております。

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
加 藤 政 宏 取締役(監査等委員)	
江 本 恭 敏 社外取締役(監査等委員)	
柴 田 雄 己 社外取締役(監査等委員)	
村 田 知 英 子 社外取締役(監査等委員)	当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条に定める最低責任限度額としております。
栗 本 幸 子 社外取締役(監査等委員)	
我 妻 巧 社外取締役(監査等委員)	

(4) 補償契約

該当事項はございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の概要
当社ならびに当社の子会社の取締役	被保険者が当社ならびに当社の子会社である株式会社愛知銀行、株式会社中京銀行の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社負担としております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
江本 恭敏 取締役(監査等委員)	江本法律事務所所長
柴田 雄己 取締役(監査等委員)	該当事項はございません。
村田 知英子 取締役(監査等委員)	村田知英子税理士事務所所長
栗本 幸子 取締役(監査等委員)	公益財団法人愛知県国際交流協会評議員 社会福祉法人愛知県厚生事業団理事
我妻 巧 取締役(監査等委員)	該当事項はございません。

- (注) 1. 江本恭敏氏は、江本法律事務所の所長を兼職しておりますが、同事務所と当社との間に特段の関係はございません。
2. 村田知英子氏は、村田知英子税理士事務所の所長を兼職しておりますが、同事務所と当社との間に特段の関係はございません。
3. 栗本幸子氏は、公益財団法人愛知県国際交流協会の評議員および社会福祉法人愛知県厚生事業団の理事を兼職しておりますが、両法人と当社との間に特段の関係はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査等委員会への出席状況	取締役会・監査等委員会における発言その他の活動状況
江本 恭敏 取締役 (監査等委員)	6ヶ月	当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席、監査等委員会8回のうち8回出席	弁護士としての専門的な法務知識、豊富な経験および幅広い見識に基づく経営の監督機能の発揮を期待されており、取締役会において、コンプライアンス態勢の強化をはじめ当該視点からの積極的な発言等を行っております。更に、人事委員長として審議の充実および権限の行使等に主導的な役割を果たすとともに、報酬委員として活発な審議に参画しております。
柴田 雄己 取締役 (監査等委員)	6ヶ月	当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席、監査等委員会8回のうち8回出席	大企業において経営の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識に基づく経営の監督機能の発揮を期待されており、取締役会において、当該視点から経営全般に対して積極的な発言等を行っております。更に、人事委員および報酬委員として活発な審議に参画しております。
村田 知英子 取締役 (監査等委員)	6ヶ月	当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席、監査等委員会8回のうち8回出席	税理士として豊富な経験と幅広い見識に基づく経営の監督機能の発揮を期待されており、取締役会において、財務面のみならず経営全般に対して積極的な発言等を行っております。更に、報酬委員長として審議の充実および権限の行使等に主導的な役割を果たすとともに、人事委員として活発な審議に参画しております。
栗本 幸子 取締役 (監査等委員)	6ヶ月	当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席、監査等委員会8回のうち8回出席	愛知県行政に携わってきた豊富な経験と幅広い見識に基づく経営の監督機能の発揮を期待されており、取締役会において、企業統治をはじめ当該視点からの積極的な発言等を行っております。
我妻 巧 取締役 (監査等委員)	6ヶ月	当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席、監査等委員会8回のうち8回出席	IT・システム分野の大企業において経営の要職を歴任した豊富な経験と専門的見地に基づく経営の監督機能の発揮を期待されており、取締役会において、当該視点から経営全般に対して積極的な発言等を行っております。

(注) 社外役員は、経営管理委員会等、組織横断的な各種委員会にも積極的に参加しております。
なお、任意の委員会である人事委員会と報酬委員会の委員長は、社外役員が務めております。

(3) 当社の子会社等からの報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の子会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16	該当事項はございません。

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はございません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 150,000千株

発行済株式の総数 49,124千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

19,177名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数等(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,173	6.49
ミソノサービス株式会社	2,733	5.59
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,156	4.41
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	1,646	3.37
愛知銀行従業員持株会	958	1.96
日本生命保険相互会社	925	1.89
東邦瓦斯株式会社	911	1.86
日本碍子株式会社	806	1.65
住友生命保険相互会社	703	1.44
明治安田生命保険相互会社	639	1.31

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式197,752株を保有しておりますが、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はございません。

(5) 政策保有株式に関する方針

当社グループは、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に基づき、地域金融グループとして保有意義および経済合理性を十分に検証し、当社グループの企業価値の維持・向上につながらない場合には、政策保有先の十分な理解を得たうえで、政策保有株式の縮減を進めております。

なお、2030年度までに約86億円の削減目標を設定し、政策保有株式の更なる縮減を図ってまいります。

① 対象

政策保有上場株式

② 縮減目標

2030年度末までに簿価ベースで2022年度末比20%（約86億円）の縮減を目指します。

(注) 2022年度末時点の簿価残高（当社ベース）は433億円。経営統合に際して会計上、当社が中京銀行より、中京銀行が保有する政策保有上場株式を2022年9月末時点の時価で取得したこととなるため、2行単純合算の政策保有上場株式簿価残高330億円と異なります（当社ベースでは、中京銀行の政策保有株式簿価が2022年9月末時点の時価に評価替えされております。）。

③ 縮減実績



5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 福井 淳 池ヶ谷 正 山田 昌紀	11	会計監査人の報酬額等の同意の理由 (注) 4

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、77百万円であります。
 3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
 4. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容や職務遂行状況、報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
 5. 当社の子会社である株式会社中京銀行は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(2) 責任限定契約

該当事項はございません。

(3) 補償契約

該当事項はございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査品質、独立性、総合的能力等の観点から、職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

7. 特定完全子会社に関する事項

当事業年度における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における 特定完全子会社の株式の帳簿価額
株式会社愛知銀行	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番 12号	181,626百万円
株式会社中京銀行	愛知県名古屋市中区栄三丁目33番 13号	22,708百万円

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は207,176百万円であります。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

9. 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当事項はございません。

(2) 補償契約

該当事項はございません。

10. その他

該当事項はございません。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 9社

会社名 株式会社愛知銀行
株式会社中京銀行
愛銀ビジネスサービス株式会社
愛銀リース株式会社
株式会社愛銀ディーシーカード
愛銀コンピュータサービス株式会社
愛知キャピタル株式会社
株式会社中京カード
中京ファイナンス株式会社

(連結の範囲の変更)

当社の設立に伴い、株式会社愛知銀行及び株式会社中京銀行が完全子会社となったことから、両行並びにその連結される子会社及び子法人等について、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当ございません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結されるすべての子会社及び子法人等の決算日は連結決算日と一致しております。

第1期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	712,782	預 金	5,623,221
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	1,068	譲 渡 性 預 金	7,410
買 入 金 銭 債 権	8,788	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	248,682
有 価 証 券	1,358,391	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	214,050
投 資 損 失 引 当 金	△0	借 用 金	279,937
貸 出 金	4,568,454	外 国 為 替 債	1,641
外 国 為 替	8,811	社 会 的 債	5,000
そ の 他 資 産	68,171	そ の 他 負 債	54,002
有 形 固 定 資 産	65,782	賞 与 引 当 金	1,211
建 物	11,875	役 員 賞 与 引 当 金	38
土 地	49,103	退 職 給 付 に 係 る 負 債	588
リ ー ス 資 産	182	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	63
建 設 仮 勘 定	260	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	218
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	4,361	偶 発 損 失 引 当 金	2,268
無 形 固 定 資 産	2,289	繰 延 税 金 負 債	12,320
ソ フ ト ウ ェ ア	1,804	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,500
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	130	支 払 承 諾	7,650
リ ー ス 資 産	147	負 債 の 部 合 計	6,462,807
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	206	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	11,170	資 本 金	20,026
繰 延 税 金 資 産	497	資 本 剰 余 金	34,374
支 払 承 諾 見 返	7,650	利 益 剰 余 金	226,645
貸 倒 引 当 金	△27,576	自 己 株 式	△516
資 産 の 部 合 計	6,786,283	株 主 資 本 合 計	280,530
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	28,830
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	380
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,324
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	326
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	37,862
		新 株 予 約 権	537
		非 支 配 株 主 持 分	4,546
		純 資 産 の 部 合 計	323,476
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,786,283

第1期 (2022年4月1日から) (2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益	44,342	74,648
貸出金利息	28,763	
有価証券利息	14,924	
コールローン利息及び買入手形利息	47	
預金の利息	429	
その他の受入利息	177	
役員その他の業務等収益	13,446	
役員その他の業務等収益	8,905	
役員その他の業務等収益	7,954	
投資の損失引当金戻入益	0	
償却の他の経常収益	7	
経常費用	7,946	
経常費用	1,994	69,411
預讓の渡性預金利息	619	
コールマネー利息及び売渡手形利息	10	
債券借入金引支払利息	394	
借入金の利息	33	
社債の償還の利息	97	
その他の引当金の利息	28	
役員その他の業務等費用	811	
役員その他の業務等費用	4,108	
役員その他の業務等費用	21,515	
役員その他の業務等費用	34,021	
役員その他の業務等費用	7,769	
貸倒引当金の繰入金額	4,918	
睡眠預金の戻当金の繰入金額	47	
偶発損失の他の引当金の繰入金額	71	
経常特別利益	2,732	
経常特別利益	5,237	80,621
固定負債の特別利益	129	
固定負債の特別利益	80,491	
固定負債の特別損失	208	3,493
固定負債の特別損失	949	
減価償却の損失	2,335	
税金等調整前当期純利益	82,364	
法人税、住民税等	978	
法人税等	△559	
法人税等	418	
当期純利益	81,946	
非支配株主に帰属する当期純利益	140	
親会社株主に帰属する当期純利益	81,806	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第1期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,827	流 動 負 債	107
現 金 及 び 預 金	2,182	未 払 費 用	8
前 払 費 用	0	未 払 法 人 税 等	11
未 収 還 付 法 人 税 等	628	賞 与 引 当 金	38
そ の 他	16	そ の 他	49
固 定 資 産	204,348	負 債 の 部 合 計	107
投 資 そ の 他 の 資 産	204,348	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	204,334	株 主 資 本	206,531
繰 延 税 金 資 産	14	資 本 金	20,026
資 産 の 部 合 計	207,176	資 本 剰 余 金	183,859
		資 本 準 備 金	5,026
		そ の 他 資 本 剰 余 金	178,832
		利 益 剰 余 金	3,162
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,162
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,162
		自 己 株 式	△516
		新 株 予 約 権	537
		純 資 産 の 部 合 計	207,068
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	207,176

第1期 (2022年10月3日から 2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	3,646
関係会社受取配当金	3,151
関係会社受入手数料	495
営 業 費 用	405
販売費及び一般管理費	405
営 業 利 益	3,241
営 業 外 収 益	0
受取利息	0
その他	0
営 業 外 費 用	72
支払利息	0
創立費	72
経 常 利 益	3,168
税 引 前 当 期 純 利 益	3,168
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	21
法 人 税 等 調 整 額	△14
法 人 税 等 合 計	6
当 期 純 利 益	3,162

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社あいちフィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井	淳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 ヶ 谷	正
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田	昌 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社あいちフィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あいちフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社あいちフィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井	淳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 ヶ 谷	正
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田	昌 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あいちフィナンシャルグループの2022年10月3日から2023年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年10月3日から2023年3月31日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議と運用の状況の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

株式会社あいちフィナンシャルグループ 監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員	加 藤 政 宏	Ⓔ
監 査 等 委 員	江 本 恭 敏	Ⓔ
監 査 等 委 員	柴 田 雄 己	Ⓔ
監 査 等 委 員	村 田 知 英 子	Ⓔ
監 査 等 委 員	栗 本 幸 子	Ⓔ
監 査 等 委 員	我 妻 巧	Ⓔ

(注) 監査等委員 江本恭敏、柴田雄己、村田知英子、栗本幸子及び我妻巧は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場のご案内

最寄り駅から会場までのアクセス



日時

2023年6月23日 (金曜日)
午前10時 (受付開始: 午前9時)

会場

株式会社 愛知銀行
本店8階ホール

名古屋市中区栄三丁目14番12号
TEL. 052-251-3211 (代表)

最寄りの駅

地下鉄 東山線 栄駅 (サカエチカS7a出口)
名城線 矢場町駅 (6番出口)

※ご来場に際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。また、議事資料として本第1期定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。